

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 1年 6月 28日

秋田県知事 殿

提出者

住 所 仙台市青葉区錦町1丁目10番11号

氏 名 福田道路株式会社 東北支店

執行役員 東北支店長 齋藤 覚

電話番号 022-722-0121

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東北自動車道 安代～碓ヶ関間舗装補修工事作業所
事業場の所在地	秋田県鹿角市十和田毛馬内字陣馬60-13
計画期間	平成31年 4月 1日 ~ 令和 2年 3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	06:総合建設業 (063:舗装工事業)
② 事業の規模	¥1,814,400,000
③ 従業員数	8名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	舗装補修工事 現場発生がれき類 ⇒ 収集運搬業者 ⇒ 中間処理施設 (再生処理業者に委託して 再生骨材として再資源化) 建設汚泥 ⇒ 収集運搬業者 ⇒ 優良認定処分場 廃プラスチック類 ⇒ 収集運搬業者 ⇒ 優良認定処分場

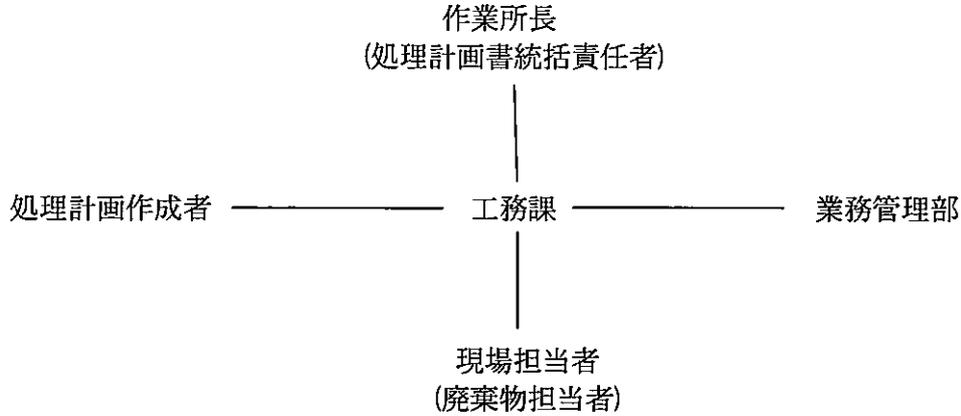
(日本工業規格)



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 30 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスファルト殻	コンクリート殻
	排 出 量	1417.89 t	315.32 t
	(これまでに実施した取組) 現場で発生したがれき類を中間処理施設に搬入し、再生骨材として再資源化した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスファルト殻	コンクリート殻
	排 出 量	1400 t	300 t
	(今後実施する予定の取組) 現場で発生したがれき類を中間処理施設に搬入し、再生骨材として再資源化する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類を分別し、産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連法令、その他規制を遵守するとともに、環境政策などにも協力する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 関連法令を遵守し、産業廃棄物の適正処理を徹底する。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
作業所長 (処理計画書統括責任者)			
処理計画作成者	工務課		業務管理部
現場担当者 (廃棄物担当者)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度 (30 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	排 出 量	14.76 t	116.55 t
	(これまでに実施した取組) 優良認定処分業者へ処理委託している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	排 出 量	20 t	160 t
	(今後実施する予定の取組) 優良認定処分業者へ処理委託する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連法令、その他規制を遵守するとともに、環境政策などにも協力する。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 関連法令を遵守し、産業廃棄物の適正処理を徹底する。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 30 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスファルト殻	コンクリート殻
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまで実施した取組) 自ら再生利用はない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスファルト殻	コンクリート殻
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定はない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 30 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスファルト殻	コンクリート殻
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまで実施した取組) 自ら中間処理は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスファルト殻	コンクリート殻
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定はない。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
② 現状	【前年度（ 30 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自ら再生利用はない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定はない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
② 現状	【前年度（ 30 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自ら中間処理は行わない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 実施予定はない。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 30 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスファルト殻	コンクリート殻
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスファルト殻	コンクリート殻
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定はない。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 30 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスファルト殻	コンクリート殻
	全処理委託量	1417.89 t	315.32 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	1417.89 t	315.32 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 関連法令に従って業者に委託し、処理後に廃棄物の処理状況の確認を行う。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
② 現状	【前年度 (30 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定はない。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
② 現状	【前年度 (30 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	14.76 t	116.55 t
	優良認定処理業者への処理委託量	14.76 t	116.55 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 関連法令に従って業者に委託し、処理後に廃棄物の処理状況の確認を行う。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスファルト殻	コンクリート殻
	全処理委託量	1400 t	300 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	1400 t	300 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>これまで実施している取り組みを継続し収集運搬業者及び処分業者を選定する際は優良業者から行うことを推進する。</p>		
※事務処理欄			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	20 t	160 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	20 t	160 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>これまで実施している取り組みを継続し収集運搬業者及び処分業者を選定する際は優良業者から行うことを推進する。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。